

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成28年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月16日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 蕨 和 雄

1. 期 日 平成28年2月16日(火) 午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○平成28年2月16日

○現在議員5名で次のとおり

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 1番 | 須 | 藤 | 伸 | 次 |
| 2番 | 佐 | 藤 | 修 | 二 |
| 3番 | 櫻 | 井 | 道 | 明 |
| 4番 | 清 | 宮 | | 誠 |
| 5番 | 岡 | 村 | 芳 | 樹 |

平成28年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成28年2月16日（火曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 議長 | 岡 | 村 | 芳 | 樹 |
| 副議長 | 佐 | 藤 | 修 | 二 |
| 1番 | 須 | 藤 | 伸 | 次 |
| 3番 | 櫻 | 井 | 道 | 明 |
| 4番 | 清 | 宮 | | 誠 |

○欠席議員（なし）

○執行部

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 管理者 | 蕨 | | 和 | 雄 |
| 副管理者 | 小 | 坂 | 泰 | 久 |

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 佐 | 藤 | | 實 |
| 次長 | 菅 | 沼 | 健 | 司 |
| 総務課長 | 門 | 山 | 孝 | 雄 |
| 施設管理課長 | 齋 | 藤 | 雅 | 文 |
| 会計管理者 | 小 | 林 | 雅 | 美 |

○構成市町出席職員

| | | | | |
|------------------------|---|---|---|---|
| 佐倉市 環境部部長 | 渡 | 辺 | 尚 | 明 |
| 佐倉市 環境部廃棄物 対策課課長 | 高 | 橋 | | 博 |
| 酒々井町 経済環境課長 | 芝 | 野 | 芳 | 弘 |

○議会事務局出席職員氏名

| | | | | |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 総務課 課長補佐 (庶務係長) | 坂 | 上 | 雅 | 敏 |
|-----------------------|---|---|---|---|

○連絡員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 施設管理課 | 課長補佐 | 中村宏之 |
| 総務課 | 事務給与長 | 櫻井江里佳 |
| 総務課 | 副査 | 秋葉瞳 |

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時32分)

○議長（岡村芳樹） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成28年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（岡村芳樹） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について、事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。お許しをいただきまして、当組合のごみ焼却施設延命化事業につきまして報告いたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合では、平成25年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の方針に添って、国の循環型社会形成推進交付金対象として、焼却施設の延命化事業を進めております。

平成26年9月12日付けにて国の交付金を活用し、施設整備を進めるために必要となる佐倉・酒々井地域循環型社会形成推進地域計画を国へ提出し承認を頂いております。

地域計画では、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とし、既設焼却炉を延命化することとしております。地域計画において想定した延命化事業費は、長寿命化総合計画策定事業費が864万円、基本計画等作成事業費が464万4,000円、焼却施設の基幹的設備改良事業費が49億3,981万2,000円となっております。

長寿命化総合計画策定事業は、平成26年11月25日に561万6,000円で業務委託契約を締結し、平成26、27年度の2ヶ年事業で作成しており、平成27年度分の循環型社会形成推進交付金申請額は113万円となっております。計画の内容は施設概要の整理、施設保全計画の作成、延命化計画の作成を行いまして、延命化の効果として費用対効果分析を行い延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果を整理し、長寿命化総合計画を策定いたします。なお、長寿命化総合計画については、基幹的設備改良事業による交付金を受けるためには、計画の承認が必要であり、平成28年3月までに国へ提出する予定で進めております。また、基本設計等作成事業は、平成27年4月17日に268万9,200円で業務委託契約を締結し、平成27年度事業で作成しており、循環型社会形成推進交付金申請額は89万6,000円となっております。

業務の概要は循環型社会形成推進交付金の施設整備に関する計画支援事業として、ごみ焼却施設基本設計等の作成をするもので、工事範囲及び既存施設との取り合いを示し、延命化改造対象の概要や設計上留意すべき事項を示した見積仕様書を作成し、見積仕様書によりプラントメーカーから徴取した見積設計図書について、その内容を審査し総合的な評価及び改善点の抽出を行ったうえで工事内容を確定化し、最終発注仕様書の作成を行います。

ごみ焼却施設長寿命化総合計画及びごみ焼却施設基本設計等作成につきましては、平成27年8月10日付けで組管理者より佐倉市、酒々井町清掃組合施設整備検討委員会へ諮問を行い、平成28年1月28日に検討委員会より答申を受けております。

ごみ焼却施設長寿命化総合計画につきましては、平成28年度から45年度までの18年間の計画期間として定め、その間に定期補修や基幹的設備改良整備を実施することにより施設の延命化を図るものとし、基幹的設備改良整備は平成28年度から30年度の3ヶ年で実施し、平成31年度から45年度までの15年間の延命期間としております。本計画では、既設焼却施設のB、C、D系炉を対象として、施設の長寿命化を図るための施策を検討しました。施設保全計画で、主要設備、機器リストを作成し、施設の重要度判定を行い最適な保全方式を決定し、今回実施する基幹的設備改良工事では、二酸化炭素排出量3%以上削減に寄与する部分を主として、今後施設を稼働する上で必要な箇所を抽出し、延命化を進めていくこととしております。延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果は、電動機のインバータ制御化による消費電力量の削減、発電量増加対策等を施すことにより、二酸化炭素削減率は6.1%と算定され循環型社会形成推進交付金の該当要件である二酸化炭素削減率3%以上を上回る数値となっております。

ごみ焼却施設基本設計等作成につきましては、既存のごみ焼却施設の改良、改造工事を行うための基本設計として、見積仕様書、技術評価書の確認を行い、見積設計図書の内容及び金額の精査をし、最終発注仕様書の取りまとめを行うとともに基幹的設備改良事業費を設定いたしました。

基幹的設備改良事業につきましては、平成28年度から30年度の3ヶ年工事を想定しており、今回の定例議会におきまして平成28年度予算として3ヶ年継続費により47億5,114万4,000円の予算を提出させていただいております。

今後の予定といたしましては、平成28年3月までにごみ焼却施設長寿命化総合計画の国の承認を受けまして、平成28年度当初には基幹的設備改良工事の交付金内示を受け交付申請を行う予定となっております。その後、平成28年5月から工事に係る契約事務を進めまして、7月には入札を執行し工事請負契約の議決をいただき本契約を締結いたしたいと思っております。

工事の工程につきましては、平成28年度はD系焼却炉を主な整備対象とし、平成29年2月の全炉停止整備時に共通系の電気設備、計装制御設備、灰出し設備の更新を想定しております。平成29年度は機器の整備範囲の広いC系焼却炉、最終の平成30年度はB系焼却炉を整備し平成31年1月には引渡性能試験を行いまして工事竣工となる行程を想定しております。

以上で行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡村芳樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、須藤伸次議員、佐藤修二議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岡村芳樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（岡村芳樹） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（岡村芳樹） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤 和雄） 管理者であります佐倉市長の藤和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから、本日提案をいたします議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成28年度におきましても引き続きごみの適正処理を確保しながら、歳出の抑制に取り組んでおります。また、平成28年度より3ヶ年の期間において、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業を行い、施設を延命化いたそうとするものであります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は22億9,820万3,000円で、前年度に比べて9億

5,585万円の増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料の他、国庫補助金及び地方債でございます。

歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費並びに施設建設に係る償還金及びごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る経費でございます。

議案第2号は、平成27年度清掃組合一般会計補正予算第2号であります。今回の補正額は、466万3,000円の増額補正であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,792万4,000円にいたそうとするものであります。

歳入の主なものは、ごみ搬入量の増加によるごみ処理手数料の増額及び平成25年度分の原発事故に伴う賠償金のうち、確定したものについて予算化いたそうとするものでございます。また、歳出の主なものは、業務を精査したことによる委託料の減額でございます。以上のことに伴い、財政調整基金積立金を3,759万2,000円増額し、27年度積立金総額を4,928万4,000円にいたそうとするものでございます。

債務負担行為につきましては、平成28年4月1日から業務を行うため、追加補正いたそうとするものでございます。

議案第3号は、清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い個人番号をその内容に含む特定個人情報について、一般の個人情報よりも厳しい保護措置を図るなどの所要の改正をいたそうとするものであります。

議案第4号は、清掃組合暴力団排除条例の制定についてであります。

制定の内容は、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日から施行されたことに伴い、千葉県条例が有効に機能できるように、千葉県その他の県警行政機関や暴力団追放運動推進センターなどの関係団体と連携を図りながら、暴力団排除を進めていくための条例を制定するものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（岡村芳樹） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号、平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算。

平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,820万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金9億4,794万4,000円、2款使用料及び手数料3億6,624万円、3款国庫支出金2億9,851万2,000円、4款財産収入5万8,000円、5款繰入金2,000万円、6款繰越金1,000万円、7款諸収入6,574万9,000円、8款組合債5億8,970万円、歳入合計22億9,820万3,000円でございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。1款議会費75万円、2款総務費1億6,720万5,000円、3款衛生費19億330万2,000円、4款公債費2億2,488万8,000円、5款諸支出金5万8,000円、6款予備費200万円、歳出合計22億9,820万3,000円でございます。

4ページをごらんください。第2表、継続費でございます。3款衛生費、1項清掃費、事業名、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業であります。総額は47億5,114万4,000円、年割り額は、平成28年度は9億6,541万2,000円、平成29年度は29億6,883万円、平成30年度は8億1,690万2,000円でございます。

5ページをごらんください。第3表、地方債でございます。起債の目的はごみ焼却施設基幹的設備改良事業債であります。限度額は5億8,970万円でございます。

8ページ、9ページをごらんください。平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。右側の比較の欄をごらんください。1款分担金及び負担金は1億3,461万6,000円の増額、2款使用料及び手数料は143万5,000円の増額、3款国庫支出金は2億9,851万円の増額、4款財産収入は4,000円の減額、5款繰入金は4,100万円の減額、6款繰越金は前年度同

額、7款諸収入は2,740万7,000円の減額、8款組合債は5億8,970万円の増額でございます。歳入合計といたしましては9億5,585万円の増額でございます。

9ページをごらんください。歳出でございます。表の中央でございます比較の欄をごらんください。1款議会費は46万6,000円の増額、2款総務費は560万5,000円の増額、3款衛生費は9億4,978万5,000円の増額、4款公債費は1,000円の減額、5款諸支出金は5,000円の減額、6款予備費は前年度同額でございます。歳出合計といたしましては9億5,585万円の増額でございます。

10ページ、11ページをごらんください。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金につきましては、8億7,074万4,000円でございます。内訳といたしまして、1節佐倉市負担金は7億6,934万9,000円、2節酒々井町負担金は1億139万5,000円でございます。1目組織市町負担金の経常経費の負担金の総額と、平成27年度との比較につきましては、5,741万6,000円の増、7.1パーセントの増となっております。2目組織市町負担金の臨時経費につきましては、7,720万円でございます。1節佐倉市負担金は6,893万2,000円、2節酒々井町負担金は826万8,000円でございます。

臨時経費分につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の一般財源分でございます。負担金の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては、ごみ処理手数料で3億6,624万円でございます。10キロ当たり350円で1万464トンの搬入量を見込んでございます。平成27年度との比較につきましては、ごみ搬入量が41トンの増、金額にいたしまして143万5,000円の増額、0.4パーセントの増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして2億9,851万2,000円でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子で5万8,000円でございます。

5款繰入金、1項1目1節基金繰入金につきましては、2,000万円でございます。平成27年度との比較につきましては、4,100万円の減額、67.2%の減でございます。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、1,000万円でございます。

12ページをごらんください。7款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては、1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては、6,574万8,000円で、平成27年度と比較いたしますと2,740万7,000円の減額、29.4パーセントの減でございます。主なものにつきましては、1、鉄、アルミ等の有価物売払収入503万8,000円、2、カン売払収入1,907万8,000円、3、売却電力料金3,620万3,000円、4、リサイクル品販売収入136万1,000円、5、園芸施設に供給しております蒸気使用料394万8,000円でございます。

13ページをごらんください。8款1項組合債、1目衛生債、1節清掃債につきましては、5億8,970万円でございます。

16ページをごらんください。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費につきましては、議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして75万円でございます。経費につきましては、議員報酬及び旅費が主なものでございます。平成28年度に行政視察を予定していることから、46万6,000円の増額、164.1パーセントの増となっております。

20ページ、21ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして1億6,713万2,000円でございます。平成27年度と比較いたしまして、562万1,000円の増額、3.5パーセントの増となっております。表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は1億6,391万8,000円でございます。人件費につきましては、情報公開審査委員3名の報酬4万3,000円、特別職2名及び一般職職員17名の給料6,931万1,000円、職員手当等6,289万5,000円及び共済費2,369万2,000円でございます。

21ページの下段をごらんください。臨時予算でございます。旅費38万9,000円は行政視察の費用となっております。備品購入費36万2,000円は、老朽化により性能が著しく低下したパソコン3台及び平成20年6月に購入いたしましたFAX1台の買い換えでございます。負担金補助及び交付金246万3,000円は、現在使用しております佐倉市財務会計システムの公会計及び決算統計等に係る支援システムの拡張費用でございます。

22ページをごらんください。2項1目監査委員費7万3,000円につきましては、監査委員及び監査事務に要する経費を計上いたしております。監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。

26ページ、27ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費の経常経費につきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。臨時経費につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に要する経費を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして19億96万5,000円でございます。平成27年度と比較いたしまして9億4,978万8,000円の増額となっております。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は9億3,555万3,000円でございます。需用費の8,699万3,000円の主なものをご説明いたします。光熱水費4,108万3,000円につきましては、電気料金、上水道料金及び下水道料金の合計でございます。医薬材料費3,125万9,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料5億9,928万6,000円でございます。主なものをご説明いたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億2,764万2,000円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。浸出液処理施設管理業務委託料1,115万9,000円につきましては、浸出液処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。ビン再資源化処理業務委託料2,709万2,000円につきましては、ガラス・ビンの再資源化処理及び収集運搬を委託するものでございます。各種分析調査業務委託料1,389万2,000円につき

ましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質等の分析調査業務を委託するものでございます。焼却灰収集運搬再生処理業務委託料（その1）1,431万円につきましては、A炉及びB炉の飛灰を再生処理する施設まで運搬及び再生処理する業務を委託するものでございます。焼却灰収集運搬再生処理業務委託料（その2）1億2,096万6,000円につきましては、C炉及びD炉の飛灰を再生処理する施設まで運搬及び再生処理する業務を委託するものでございます。固化灰収集運搬処理業務委託料3,463万円につきましては、セメント固化いたしましたA炉及びB炉の飛灰を民間の最終処分場まで運搬及び埋め立て処分する業務を委託するものでございます。焼却残渣収集運搬処理業務委託料2,754万円につきましては、処分場の延命化を図るため焼却残渣を民間の最終処分場まで運搬及び埋め立て処分する業務を委託するものでございます。

27ページをごらんください。工事請負費2億4,439万6,000円の内容につきましては、焼却炉及び廃熱ボイラー、ごみ投入クレーン、ごみ処理施設機器、コンプレッサー、排ガス分析装置及び浸出液処理施設等の整備工事を実施するものでございます。

続きまして臨時予算をごらんください。臨時経費は9億6,541万2,000円でございます。委託料1,355万2,000円は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事施工監理業務委託料で、改良工事の施工監理業務を委託いたそうとするものでございます。工事請負費9億5,186万円は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事でごみ焼却施設の長寿命化を図る工事となっております。なお、4ページ、第2表、継続費でご説明させていただきましたとおり、平成30年度までの3ヶ年工事となっております。

2目センター運営費233万7,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費を計上いたしております。運営費の主なものは、委託料216万8,000円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車、あるいは粗大ごみとして搬入された家具等を再使用するための再生業務を委託するものでございます。

32ページをごらんください。4款1項公債費、1目元金2億1,616万円につきましては、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う3件の地方債償還金の元金でございます。次に2目利子872万8,000円につきましては、元金同様に3件の地方債償還金の利子でございます。

36ページをごらんください。5款諸支支出金、1項基金費、1目財政調整基金費5万8,000円でございます。これは財政調整基金の利子分について、基金に積立っていたそうとするものでございます。

40ページをごらんください。6款1項1目予備費は200万円でございます。

42ページ、43ページをごらんください。平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は8億3,828万1,000円、酒々井町の負担金の合計額は1億966万3,000円で、負担割合はそれぞれ88.43%、11.57%の割合となります。

次に平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1) 事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出いたしており、負担額は合計で6億6,585万6,000円でございます。負担割合は、佐倉市88.03%、酒々井町11.97%でございます。

(2) 建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基

本台帳人口に基づき、佐倉市89.29%、酒々井町10.71%としており、負担額は合計で3億208万8,000円でございます。今年度よりごみ焼却施設基幹的設備改良事業分を加算しております。

(3) 調整負担金マイナス2,000万円につきましては、構成市町の財源補填分として、それぞれ事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。

次の44ページから49ページまでは給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

50ページをごらんください。継続費について、平成26年度末までの支出額、平成27年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成28年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業につきましては、4ページでご説明させていただきました第2表、継続費と同様の内容でございます。3ヶ年の総額が47億5,114万4,000円でございます。3ヶ年の財源内訳といたしまして、国庫支出金12億9,364万7,000円、地方債29億8,090万円、一般財源4億7,659万7,000円となっております。

51ページから52ページは債務負担行為に関する調書、53ページは地方債に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号でございます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ466万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,792万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年2月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。2款使用料及び手数料548万3,000円の増額、3款国庫支出金202万4,000円の増額、7款諸収入284万4,000円の減額をいたそうとするものでございます。歳入合計、既定額13億6,326万1,000円に、補正額466万3,000円を増額いたしまして、歳入合計を13億6,792万4,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費84万8,000円の増額、3款衛生費3,377万7,000円の減額、5款諸支支出金3,759万2,000円の増額をいたそうとするものでございます。歳出合計、既定額13億6,326万1,000円に、補正額466万3,000円を増額いたしまして、歳出合計を13億6,792万

4,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。1件の債務負担行為の追加でございます。事業についてご説明いたします。事務局関係の平成28年度通年業務につきましては、期間を平成27年度から平成28年度まで、限度額2億4,439万3,000円にて業務委託いたそうとするものでございます。内容につきましては、平成28年度通年業務のうち平成28年4月1日から業務を行うために、平成27年度中に契約業務をいたそうとするものでございます。平成28年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

5ページ以降は、平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、8ページからご説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。2、歳入でございます。補正項目のみご説明させていただきます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料につきましては、ごみの搬入について約156トンの増加が見込まれることから、548万3,000円を増額するものでございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に対する施設整備に関する計画支援事業交付金及び廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業交付金が交付されることから、併せて202万4,000円を増額するものでございます。7款諸収入、2項1目1節雑入につきましては、284万4,000円の減額でございます。主な内容につきましては、鉄等の売却価格が下落したことによる有価物売払収入の1,248万8,000円の減額、同様の理由によりカン売払い収入の756万5,000円の減額でございます。弁償金につきましては、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に起因する対策について、平成25年度分のうち東京電力と合意いたしました費用1,596万円について増額いたそうとするものでございます。

10ページをごらんください。3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。表の右側、説明欄の上段をごらんください。經常予算は47万円の増額補正でございます。2節一般職職員給料につきましては、27万6,000円の増額、3節職員手当等につきましては、84万3,000円の増額でございます。内容につきましては、扶養等の異動に伴う増額補正でございます。13節委託料につきましては、71万3,000円の減額補正でございます。警備業務及び浄化槽点検業務の契約差金によるものでございます。臨時予算は37万8,000円の増額補正でございます。18節備品購入費につきましては、給与システムにマイナンバー管理システムを導入いたそうとするものでございます。

12ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。3,377万7,000円の減額補正でございます。表の右側、説明欄の上段をごらんください。經常予算は3,364万8,000円の減額補正でございます。11節需用費につきましては、921万4,000円の減額でございます。内容につきましては、重油及び水道使用料が減少する見込みによる減額及び施設で使用する薬剤の契約差金による減額でございます。13節委託料につきましては、有価物等の処理量の減少及び契約に伴う差金により委託料全体で2,417万9,000円の減額でございます。

中段をごらんください。臨時予算は12万9,000円の減額補正でございます。委託料につきましては、契約に伴う差金による減額でございます。

次に、14ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございますが、3,759万2,000円を増額補正し、合計で4,928万4,000円を積立いたそうとするものでございます。平成27年度末財政調整基金残高につきましては、2億7,601万9,000円となる予定でございます。

16ページから21ページまでは給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

22ページをごらんください。債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての平成26年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成27年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました第2表、債務負担行為補正と同様の内容でございます。

23ページをごらんください。付表、平成28年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、4ページの第2表、債務負担行為補正でご説明させていただきました、事務局関係の平成28年度通年業務の詳細でございます。平成28年度当初から実施する事業で、平成27年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、活性炭入り消石灰購入から次ページのリサイクルセンター業務委託（その2）まで計15件を債務負担行為に追加いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容でございますが、平成25年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成27年10月から段階的に施行されております。この法律は、住民票を有する全ての個人に個人番号を付番することにより、行政運営の効率化を図るとともに、申請、届出等の行政手続きを行う際の簡素化により国民の負担を軽減すること等を目的としております。個人番号が付された個人情報については、個人識別性が高いことから、一般の個人情報よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じる必要が求められております。このことから、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、構成市町である佐倉市及び酒々井町においても、同様の改正条例が既に施行されております。

なお、施行期日につきましては、平成28年1月1日から適用いたそうとするものでございます。以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合暴力団排除条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合暴力団排除条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。制定内容でございますが、千葉県民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月に施行されております。普通公共団体が自ら行う公共事務や事業等には県条例が及ばないため、構成市町である佐倉市、酒々井町においては、独自に暴力団排除条例を制定し、平成24年4月に施行されております。当清掃組合が行う公共事業等についても、構成市町の条例及び県条例が及ばないため、独自に暴力団排除条例を制定する必要があります。

また、条例制定した上で、当清掃組合と警察との間で情報の受け渡しに関する協定書を締結し、暴力団属性照会及びその回答に関する申し合わせを行う予定でおります。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡村芳樹） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

佐藤修二議員

○2番（佐藤修二） ちょっとお尋ねしますが、延命化の工事で、3年間で工事をすると、延命の目標年度は15年でしたかね。そうしますと、この焼却場の延命と処理場の関係は年数的にはどのようになるのでしょうか。

○議長（岡村芳樹） 事務局長

○事務局長（佐藤 實） 最終処分場の関係でございますね。現在、最終処分場の埋め立てに関しましては、ご説明のとおり他に出している状況でございますが、一応、今すぐ埋め立てる数量を加味いたしますと、45年まではもつ計算で行っております。

○議長（岡村芳樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。
これより、議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村芳樹） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。
これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（岡村芳樹） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第2号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（岡村芳樹） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第3号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（岡村芳樹） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（岡村芳樹） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（岡村芳樹） 以上をもちまして、平成28年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時25分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 岡 村 芳 樹

署名議員 須 藤 伸 次

署名議員 佐 藤 修 二